関する法律（平成五年法律第七十二号。以下この条及び次条において「特定農山村法」という。）第十六条、大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号。以下この条及び次条において「ベイエリア法」という。）第十四条、奄美振興法第三十八条、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号。以下この条において「奄美振興法等改正法」という。）附則第二条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号。以下この条及び次条において「原発等立地地域振興法」という。）第十条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十五条、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定（以下「課税免除等の特例規定」と総称する。）によって都道府県の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によって算定した額の合算額とする。

一　事業税

㋑及び㋺によって算定した額の合算額とする。

㋑　個人事業税

次の算式によって算定した額

算式

$$A\times 0.0375+B\times(0.0375-C\times 0.75)+D\times 0.03+E\times(0.03-F\times 0.75)+G\times(0.0375-H\times 0.75)+I\times(0.0375-J\times 0.75)+K\times(0.0375-L\times 0.75)+M\times 0.01875\times\alpha+N\times 0.009375\times\alpha+O\times 0.0046875\times\alpha+P\times(0.0375-Q\times 0.75)\times\alpha+R\times(0.0375-S\times 0.75)\times\alpha+T\times(0.0375-U\times 0.75)\times\alpha$$

算式の符号

A　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎地域持続的発展法第24条、旧過疎法第31条、離島振興法第20条、奄美振興法第38条並びに奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

B　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎地域持続的発展法第24条、旧過疎法第31条、離島振興法第20条、奄美振興法第38条並びに奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

C　当該都道府県が笠号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、0.05とする。

D　沖縄振興法第94条、過疎地域持続的発展法第24条、旧過疎法第31条、離島振興法第20条、奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける

十六条、大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号。以下この条及び次条において「ベイエリア法」という。）第十四条、奄美振興法第三十八条、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号。以下この条において「奄美振興法等改正法」という。）附則第二条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号。以下この条及び次条において「原発等立地地域振興法」という。）第十条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十五条、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定（以下「課税免除等の特例規定」と総称する。）によって都道府県の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によって算定した額の合算額とする。

一　事業税

㋑及び㋺によって算定した額の合算額とする。

㋑　個人事業税

次の算式によって算定した額

算式

$$A\times 0.0375+B\times(0.0375-C\times 0.75)+D\times 0.03+E\times(0.03-F\times 0.75)+G\times(0.0375-H\times 0.75)+I\times(0.0375-J\times 0.75)+K\times(0.0375-L\times 0.75)+M\times 0.01875\times\alpha+N\times 0.009375\times\alpha+O\times 0.0046875\times\alpha+P\times(0.0375-Q\times 0.75)\times\alpha+R\times(0.0375-S\times 0.75)\times\alpha+T\times(0.0375-U\times 0.75)\times\alpha$$

算式の符号

A　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎法第31条及び附則第４条第３項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

B　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎法第31条及び附則第４条第３項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。）に係るもの

C　当該都道府県がB に係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、0.05とする。

D　沖縄振興法第94条、過疎法第31条及び附則第４条第３項、離島振興法第20条並びに奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免